

伊勢崎市境島村における歴史的集落の町並みの保全

－バッファゾーンとその周辺地域を対象として－

和田 慧*

はじめに

本稿の執筆時点において、「富岡製糸場と絹産業遺産群」が世界遺産に登録されてから7年の月日が経過した。登録以前より構成資産を有する各自治体ではその保存整備や調査研究、活用等が漸次進められているところではあるが、様々な課題も頻出している。特にバッファゾーン¹⁾とその周辺地域において、太陽光発電設備設置の開発行為や文化財として保護をされていない歴史的建造物の保存に対しての対応等が近々の課題となっており²⁾、一定の基準に適合すれば現状変更行為も認められ、そうなった場合は法的な強制力を持たない協力依頼ベースでの対応とならざるを得ないのが実状である。世界遺産登録にあたっては、対象資産はその国の国内法によって適切な保護管理体制がとられていることが必要となるが、ことバッファゾーンにおける措置は文化財保護の法令ではなく、都市計画や景観等の法令・条例・ガイドラインによるものが通例となっている。これらには一定の保全効果が見込まれるものの、対象資産への影響についてはケースバイケースでその評価は難しいところであり、多様化する課題に対して十分な措置が取られているとは言い難い。このようなことから、昨今ではバッファゾーンについて、構成資産の保護のために補充的に果たすべき機能の拡大が求められており、構成資産本体との連続性や一体性、精神性の共有、さらには市民等の関与の必要性も強調されてきている³⁾。このため行政機関のみならず、事業者や所有者、地域住民においても、当該資産における世界遺産としての「顕著な普遍的価値」(Outstanding Universal Value, 以下「OUV」

という)への共通理解が必要不可欠であり、それを担保する体制づくりも求められているところである。本稿では群馬県立世界遺産センターの調査研究における2つの軸設定のうち、「価値を伝える研究」⁴⁾の観点から、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産のひとつである田島弥平旧宅とそれを内包する伊勢崎市境島村地区(以下「境島村」という)に改めて目を向け、構成資産のバッファゾーン及びその周辺地域における町並みの保全について、同様に世界遺産を抱える他自治体での事例を交えながら考えていきたい。

1 田島弥平旧宅と境島村

(1) 田島弥平旧宅について

田島弥平旧宅は、近代的養蚕法である「清涼育」を大成した、田島弥平⁵⁾の旧宅である。「清涼育」においては空気の循環を重視し、より安定的で良質な蚕種(蚕の卵)の製造を可能にした。その実践の場となった旧宅では、瓦葺き2階建ての棟部に換気のための設備である越屋根⁶⁾を新たに設けており、換気システムを取り入れたこの革新的な蚕室構造の開発は、近代養蚕農家建築の原点となっている。体系づけられたこれらの技術は、著書『養蚕新論』と『続養蚕新論』、さらに伝習生によって各地へと広められ、明治初期における国内の養蚕を主導することとなった。また田島弥平をはじめとする境島村の蚕種製造家たちは、当時微粒子病によって養蚕に甚大な被害を受けていたヨーロッパにおいて商機を見出しイタリアへの蚕種の直輸出と現地での直販も行っており、そのなかで西洋の様々な文化との交流も果たしている。このようなことから、19世紀後半から

*わだ さとし・群馬県立世界遺産センター

20世紀にかけての高品質な生糸の大量生産の実現に貢献した養蚕・製糸に関する技術革新、そして海外と日本との技術交流、それらを代表する集合体としてのOUVが認められ、2014年（平成26年）に富岡製糸場、高山社跡、荒船風穴とともに「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産として世界遺産に登録をされた。



写真1 田島弥平旧宅

（2）境島村について

田島弥平旧宅の所在する境島村は、群馬県伊勢崎市の南部、利根川の中流域に位置している。地区は利根川を中央に挟んで右岸側の新地、新野、新田、立作、左岸側の前河原、西島、北向と南北に分断される形となっており、幾度となく氾濫する利根川の水害の歴史の痕跡とその対策が随所で見られる。『上野国郡村誌』によると、当時の境島村は「其質悪、砂礫多くして稲梁に宣しからず、然れども蚕桑に適せり、水利便なれども屢水害に苦しむ」とあり、稲作等に向かない土地柄であった。その一方で洪水のたびに更新される砂礫土は、蚕の餌となる桑の栽培には適しており、河川流域特有の川風と相俟って蚕へ病気をもたらさない無害な「歩桑」がよく育ち、良質な蚕種を製造するための素地となっていた。また「農桑を業とする者」の戸数は233戸とあり、本籍戸数283戸のうちその約8割が同業に携わっていたことが伺える。物産においても産卵紙は「其質精美国内に冠たり」と記されており、その他各種文献等にも蚕種の有数の製造地域として「島村」の名前は知られていた。

（3）「全国蚕種製造家番附」から見る田島弥平家と境島村の蚕種製造家たち

田島弥平家の調査研究においては、特に2代目(邦寧)の年代までを中心としたものが多いが、ここでは、『蚕業新報』の附録「全国蚕種製造家番附」から、大正・昭和初期における同家並びに境島村の蚕種製造家たちの国内での位置付けについて概観してみたい。資料として確認ができた当該15か年の各番附によると、その全てにおいて田島弥平の名前を確認することができた【表1】⁷⁾。1911年（明治44年）の蚕糸業法制定による蚕種業の免許制の導入、大正期における一代交雑種の普及等の各要因によって、蚕種経営の形が個人経営から組合等の事業者ごとの集約的な経営、そして大規模な会社組織へと移行をしていき、さらに片倉や郡是といった大製糸家の特約取引にかかる蚕種兼営によって、既存の事業者の淘汰・集約が急速に進んでいった様子が見て取れる。これらに対して後塵を拝してはいるが、田島弥平家は同時期においても国内である一定の位置付けを保っており、そこではどのような蚕種経営が行われていたのであろうか。同家の蚕種経営についてはまだ解明されていない部分が多いが、同様に有力蚕種製造家である前橋の塩原佐平家では、種繭（蚕種製造を目的とした繭）の原蚕飼育を周辺地域または遠隔地の「飼育分場」へと委託し、それによって経営規模を拡大している。分場の設置は蚕種の製造量の拡大と製造効率の向上、病毒等へのリスクヘッジでもあるが、分場地域の気候の差異によって掃立ての時期に多様性をもたせ、自らの経営にとって都合が良い地域を次第に選択していくようになっており、塩原佐平家では長野県の上田や小県にも分場を抱えていた⁸⁾。また富山県井波の藤澤五三郎家においては、隣県にまで及ぶ500もの分場を一手に束ね、さらには原蚕飼育から蚕種製造までの一切を分場に任せてしまっているという事例もある⁹⁾。田島弥平家においても、分場とのやり取りを示す文書が同家の目録から確認できるため¹⁰⁾、塩原佐平家や藤澤五三郎家と同様に分場を抱えていた可能性は高い。また同番附には他の境島村の蚕種製造家たちの名前も散見されており、彼らとの結びつきが蚕種経営に対してど

伊勢崎市境島村における歴史的集落の町並みの保全

表1-1 大正5年度全国蚕種製造家番附

番附上位10者				群馬県関係上位10者			
順位	数値	名称	所在地	順位	数値	名称	所在地
1	567,213	田口百三	愛知県岡崎市	-	57,170	田島彌平	群馬県佐波郡島村
2	546,470	合資会社大日本一代交配蚕種普及團	長野県松本市	-	41,450	町田菊治郎	群馬県多野郡美九里村
3	368,179	前田健次	愛知県東春日井郡金城村	-	36,948	古屋清太郎	群馬県勢多郡富士見村
4	330,275	齋藤兵次郎	長野県南安曇南穂高村	-	33,387	高橋桂三郎	群馬県勢多郡南橋村
5	330,000	藤澤五三郎	富山県礪波郡井波町	-			
6	211,365	杉浦又右衛門	愛知県碧海郡刈谷町	-			
7	202,712	島原蚕種製造株式会社	長崎県南高来郡島原村	-			
8	193,971	合資会社日進館	愛媛県西宇和郡川之石町	-			
9	190,371	伊藤重次郎	愛知県碧海郡六ツ美村	-			
10	180,832	小口組養蚕部	徳島県麻植郡牛島村	-			

※出典:『蚕業新報第289号』大正6年4月発行。大正5年度検査手数料300円以上の者との掲出あり。数値単位は未表記のためそのままを記載する。

※番附上位10者並びにその他群馬県関係上位10者を抽出して表を作成した。

表1-2 大正6年度全国蚕種製造家番附

番附上位10者				群馬県関係上位10者			
順位	数値	名称	所在地	順位	数値	名称	所在地
1	807,784	合資会社大日本一代交配蚕種普及團	長野県松本市	-	71,844	田島彌平	群馬県佐波郡島村
2	679,407	田口百三	愛知県岡崎市上六名町	-	55,610	古屋清太郎	群馬県勢多郡富士見村
3	576,711	郡是製糸株式会社	京都府何鹿郡綾部町	-	52,684	高橋桂三郎	群馬県勢多郡南橋村
4	427,683	藤澤五三郎	富山県礪波郡井波町	-	48,417	高山武十郎	群馬県多野郡美九里村
5	382,841	前田健次	愛知県西春日井郡金城村	-	47,078	小茂田藤橋	群馬県佐波郡豊受村
6	357,869	上田蚕種株式会社	長野県小県郡上田町	-	45,900	町田菊次郎	群馬県多野郡美九里村
7	330,003	齋藤兵次郎	長野県南安曇南穂高村	-	43,336	小林忠蔵	群馬県佐波郡茂呂村
8	329,220	島原蚕種製造株式会社	長崎県南高来郡島原村	-	42,547	関口嘉衛門	群馬県佐波郡島村
9	258,501	合資会社日進館	愛媛県西宇和郡川之石町	-	40,841	恩田彦太郎	群馬県北甘楽郡馬山村
10	207,415	杉浦又右衛門	愛知県碧海郡刈谷町	-	38,499	小林多一郎	群馬県佐波郡茂呂村

※出典:『蚕業新報第301号』大正7年4月発行。大正6年度検査手数料300円以上の者との掲出あり。数値単位は未表記のためそのままを記載する。

※番附上位10者並びにその他群馬県関係上位10者を抽出して表を作成した。

表1-3 大正8年度全国蚕種製造家番附

番附上位10者				群馬県関係上位10者			
順位	数値	名称	所在地	順位	数値	名称	所在地
1	257,470	郡是製糸株式会社	京都、何鹿、綾部	-	69,844	坂東蚕業株式会社	群馬、勢多、南橋
2	231,860	合資会社大日本一代交配蚕種普及團	長野、松本	-	43,859	益進蚕種合資会社	群馬、佐波、豊受
3	213,630	田口百三	愛知、岡崎、上六名	-	40,729	伊藤長蔵	群馬、北甘楽、富岡
4	195,685	藤澤五三郎	富山、富山	-	28,385	小林忠蔵	群馬、佐波、茂呂
5	154,833	上田蚕種製造株式会社	長野、上田、常入	-	25,798	田島彌平	群馬、佐波、島
6	151,417	鹿兒島県是蚕種製造株式会社	鹿兒島、鳥居	-	25,475	古屋清太郎	群馬、勢多、富士見
7	110,834	合資会社日進館	愛媛、西宇和、川之石	-	22,549	小林多一郎	群馬、佐波、茂呂
8	110,501	前田健次	愛知、西春日井、金城	-	21,612	高橋愛作	群馬、勢多、南橋
9	94,417	伊豫蚕業株式会社	愛媛、東宇和、宇和	-	19,721	高山武十郎	群馬、多野、美九里
10	88,607	宮崎県蚕業株式会社	宮崎、宮崎、宮崎	-	16,949	恩田彦太郎	群馬、北甘楽、馬山

※出典:『蚕業新報第332号』大正9年11月発行。大正8年度製造額1万枚以上の者との掲出あり。数値単位は未表記のためそのままを記載する。

※番附上位10者並びにその他群馬県関係上位10者を抽出して表を作成した。

表1-4 昭和元年度全国蚕種製造家番附

番附上位10者				群馬県関係上位10者			
順位	数値	名称	所在地	順位	数値	名称	所在地
1	716,444	郡是製糸會社	京都、綾部	-	28,052	葦塚宇三郎	群馬、富岡
2	421,147	片倉製糸紡績會社	松本市	-	23,507	小林多一郎	群馬、佐波、茂呂
3	373,679	入間社	川越市	-	21,446	古屋清太郎	群馬、勢多、富士見
4	267,408	藤澤五三郎	富山、井波	-	20,531	田島彌平	群馬、佐波、島
5	183,950	日進館	愛媛、川之石	-	19,241	倉林瀧藏	群馬、群馬、新高尾
6	178,658	鹿兒島県是蚕種會社	鹿兒島市	-	18,587	小林忠藏	群馬、佐波、茂呂
7	162,042	長野忠次	熊本市	-	17,320	坂東蚕業會社	群馬、勢多、南橋
8	132,617	綾部製糸會社	京都、綾部	-	16,723	小茂田藤橋	群馬、佐波、豊受
9	125,762	佐賀県是蚕業會社	佐賀、小城	-	16,046	前原勝馬	群馬、勢多、宮城
10	121,578	藤本蚕業會社	長野、小県、鹽尻	-	14,663	高橋愛作	群馬、勢多、南橋

※出典:『蚕業新報第410号』昭和2年8月発行。昭和元年度製造額1万枚以上の者との掲出あり。数値単位は未表記のためそのままを記載する。

※番附上位10者並びにその他群馬県関係上位10者を抽出して表を作成した。

表1-5 昭和2年度全国蚕種製造家番附

番附上位10者				群馬県関係上位10者			
順位	数値	名称	所在地	順位	数値	名称	所在地
1	738,724	郡是製糸會社	京都、綾部町	-	22,328	田島彌平	群馬、佐波、島
2	466,653	片倉製糸紡績會社	松本市	-	21,100	小林忠藏	群馬、佐波、茂呂
3	379,315	入間社	川越市	-	19,445	葦塚宇三郎	群馬、富岡町
4	271,480	藤澤五三郎	富山、井波町	-	19,432	前原勝馬	群馬、勢多、宮城
5	205,483	日進館	愛媛、川之石町	-	17,680	小林多一郎	群馬、佐波、茂呂
6	189,811	長野忠次	熊本市	-	16,475	田島八郎	群馬、佐波、島
7	173,520	鹿兒島県是蚕種會社	鹿兒島市	-	14,520	関口嘉衛門	群馬、佐波、島
8	167,851	佐賀県是蚕業株式會社	佐賀、小城町	-	14,396	石川民三	群馬、佐波、島
9	144,149	東豫蚕種株式會社	愛媛、氷見町	-	14,292	古屋清太郎	群馬、勢多、富士見
10	130,238	綾部製糸株式會社	京都、綾部町	-	14,277	小茂田藤橋	群馬、佐波、豊受

※出典:『蚕業新報第422号』昭和3年8月発行。昭和2年度製造額1万枚以上の者との掲出あり。数値単位は未表記のためそのままを記載する。

※番附上位10者並びにその他群馬県関係上位10者を抽出して表を作成した。

表1-6 昭和5年度全国蚕種製造家番附

番附上位10者				群馬県関係上位10者			
順位	数値	名称	所在地	順位	数値	名称	所在地
1	39,154,222	郡是製糸株式會社	京都、綾部	-	963,673	小茂田藤橋	群馬、佐波、豊受
2	30,088,459	片倉製糸株式會社	松本市	-	783,962	小林多一郎	群馬、佐波、茂呂
3	11,805,175	河田悦治郎	愛知、東春日井	-	760,665	田島彌平	群馬、佐波、島
4	8,522,874	藤澤五三郎	富山、井波	-	755,804	小林忠藏	群馬、佐波、茂呂
5	5,826,388	國開園	静岡、袋井	-	718,337	高橋福太郎	群馬、佐波、豊受
6	5,429,156	三龍社	岡崎市	-	622,775	古屋清太郎	群馬、勢多、富士見
7	5,302,171	関西製糸株式會社	津市	-	608,012	宇田眞喜太	群馬、勢多、芳賀
8	5,021,171	新綾部製糸株式會社	京都、綾部	-	561,536	鹽原佐平	群馬、勢多、南橋
9	4,073,239	工藤館	徳島、麻植	-	531,967	前原勝馬	群馬、勢多、宮城
10	3,895,885	藤本蚕業株式會社	長野	-	521,836	磯部儀三郎	群馬、佐波、宮郷

※出典:『蚕業新報第456号』昭和6年7月発行。昭和5年度製造額28万蛾以上の者との掲出あり。数値単位は未表記のためそのままを記載する。

※番附上位10者並びにその他群馬県関係上位10者を抽出して表を作成した。

表1-7 昭和6年度全国蚕種製造家番附

番附上位10者				群馬県関係上位10者			
順位	数値	名称	所在地	順位	数値	名称	所在地
1	14,318,730	郡是製糸株式会社	京都、綾部	-	461,516	小林多一郎	群馬、佐波、茂呂
2	14,281,405	片倉製糸株式会社	松本市	-	379,839	碓氷社	高崎市
3	3,664,805	新綾部製糸株式会社	神戸市	-	340,991	小茂田藤橘	群馬、佐波、豊受
4	3,606,169	河田悦二郎	愛知、東春日井	-	314,352	大久保佐一	群馬、北甘楽、富岡
5	2,021,046	藤澤五三郎	富山、井波	-	249,281	群馬社	群馬、群馬、元総社
6	1,602,703	関西製糸株式会社	津市	-	221,343	宇田眞喜太	群馬、勢多、芳賀
7	1,456,170	長野忠次	熊本市	-	199,197	小林忠蔵	群馬、佐波、茂呂
8	1,415,351	坂東蚕業株式会社	前橋市	-	189,010	大岩館蚕種製造所	群馬、北甘楽、馬山
9	1,414,372	日本製糸株式会社	鳥取、米子	-	183,560	田島彌平	群馬、佐波、島
10	1,373,248	清榮館	愛知、東春日井、小牧	-	178,914	田島八郎	群馬、佐波、島

※出典:『蚕業新報創刊40周年記念号』昭和7年6月発行。昭和6年度製造額10万グラム以上の者との掲出あり。数値単位は未表記のためそのままを記載する。

※番附上位10者並びにその他群馬県関係上位10者を抽出して表を作成した。

表1-8 昭和11年度全国蚕種製造家番附

番附上位10者				群馬県関係上位10者			
順位	数値	名称	所在地	順位	数値	名称	所在地
1	15,430,547	郡是製糸株式会社	京都、綾部	-	648,440	大同社	群馬、佐波、茂呂
2	14,332,707	片倉製糸株式会社	東京、京橋	-	459,215	親仁館	群馬、佐波、豊受
3	5,508,086	昭和産業株式会社	神戸市林田	-	446,972	佐波第一蚕種製造所	群馬、玉村
4	2,811,667	新綾部製糸株式会社	京都、綾部	-	438,327	群馬蚕業組合	群馬、総社
5	2,336,361	群馬社	群馬、群馬、元総社	-	310,951	横山秀	群馬、富岡
6	2,194,741	藤澤五三郎	富山、井波	-	256,612	田島彌平	群馬、佐波、島
7	2,141,693	蚕種消毒普及會	松本市	-	253,282	磯部儀三郎	群馬、佐波、宮郷
8	1,762,080	関西製糸株式会社	津山津興柳山	-	230,470	大岩館	群馬、北甘楽、馬山
9	1,710,970	九州蚕種會社	福岡、箱崎	-	228,304	丸ト組蚕種會社	前橋市萩
10	1,631,031	碓氷社	高崎市八島	-	183,403	小林多一郎	群馬、佐波、茂呂

※出典:『蚕業新報第525号』昭和12年3月発行。昭和11年度製造額10万グラム以上の者との掲出あり。数値単位は未表記のためそのままを記載する。

※番附上位10者並びにその他群馬県関係上位10者を抽出して表を作成した。

表1-9 昭和12年度全国蚕種製造家番附

番附上位10者				群馬県関係上位10者			
順位	数値	名称	所在地	順位	数値	名称	所在地
1	17,247,706	片倉製糸紡績株式会社	▽ 東京都、京橋	-	1,462,517	群馬蚕種共同施設組合	群馬、群馬、國府
2	16,824,179	郡是製糸株式会社	▽ 京都、綾部	-	1,181,863	坂東蚕業會社	▽ 前橋市、岩神
3	6,021,742	昭和産業株式会社	▽ 神戸市、林田	-	1,028,680	北甘楽合同蚕種會社	群馬、富岡
4	2,453,409	新綾部製糸株式会社	▽ 京都、綾部	-	786,369	新田蚕種共同施設組合	群馬、尾島
5	2,354,053	大龍社	長野、下伊那、鼎	-	630,622	佐波蚕種會社	群馬、佐波、豊受
6	2,284,310	蚕種消毒普及會	松本市	-	534,164	佐波第一蚕種製造所	群馬、玉村
7	2,118,917	藤澤五三郎	▽ 富山、井波	-	418,134	横山秀	群馬、富岡
8	2,066,651	群馬社	▽ 群馬、群馬、元総社	-	322,083	多野共榮蚕種會社	群馬、藤岡
9	2,056,440	九州蚕種株式會社	福岡、箱崎	-	319,911	田島彌平	群馬、佐波、島
10	1,687,969	碓氷社	高崎市、八島	-	287,065	大利根社	群馬、佐波、豊受

※出典:『蚕業新報第538号』昭和13年3月発行。昭和12年度製造額10万グラム以上の者との掲出あり。数値単位は未表記のためそのままを記載する。

※▽は原種の製造許可を受けた蚕種製造者との記載あり。

※番附上位10者並びにその他群馬県関係上位10者を抽出して表を作成した。

のような形で反映されていたのか、今後の史資料調査等によって解明が進んでいくことが待たれる。

(4) 町並みの保全とその課題について

2007年（平成19年）からの4か年で実施された伊勢崎市歴史的建造物調査委員会の境島村養蚕農家群調査¹¹⁾によれば、この歴史的な集落を形成する建造物は、大型養蚕農家が右岸側47棟、左岸側25棟の計72棟、関連施設の蚕種冷蔵庫・蚕種催青所1棟、宗教施設の教会堂1棟等が確認されている。その他、石垣基壇や防風林に代表される工作物等とともに固有の歴史的背景を以て発展してきた蚕種製造における歴史的集落の町並みが現在まで継承をされている。同調査は国の重要伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建地区」という）への選定を視野にいたしたものとして位置づけられているが、その実現には未だ至っておらず、バッファゾーンとその周辺地域において歴史的建造物の取り壊しや次世代への継承等、その保存への課題に現在進行形で直面をしてい

る。境島村は埼玉県本庄市、深谷市とも隣接しており、バッファゾーンは埼玉県本庄市小和瀬地区と宮戸地区の一部も含む範囲となっている。バッファゾーン内の歴史的建造物にはその敷地内で県境を跨ぐ物件も存在しており、これらの地域は地理的にも歴史的にも繋がりが当然あることから、その対応については当該自治体同士での日頃からの情報共有、連携も課題のひとつである。

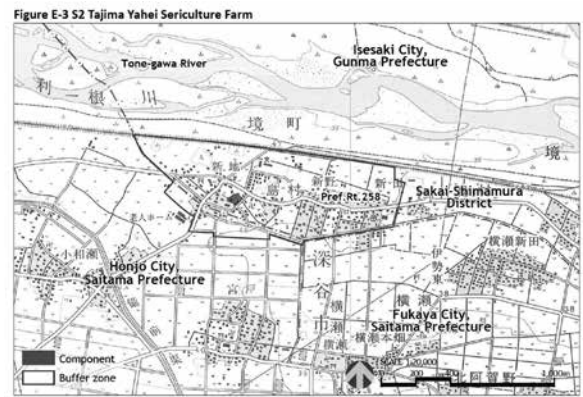


図1 田島弥平旧宅におけるバッファゾーン（世界遺産登録推薦書から作成）

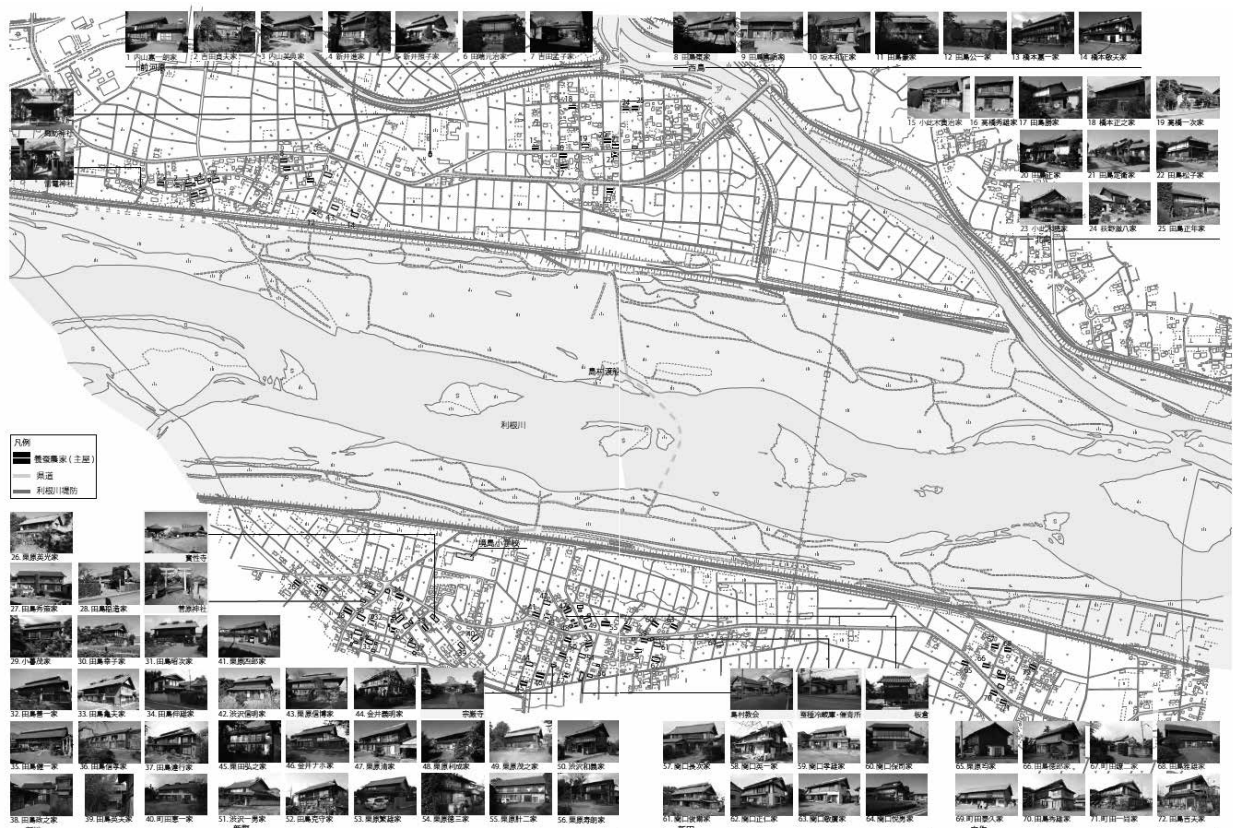


図2 2007年（平成19年）時点での境島村の歴史的建造物等の分布（『島村のたてもの—境島村養蚕農家群調査報告書—』pp.30-31 図3-15から）

事例について、続く章で取り上げたい。

2 伝統的建造物群保存地区の制度について

伝統的建造物群保存地区の制度（以下「伝建制度」という）は、文化財保護法に規定される文化財の類型のひとつ、「伝統的建造物群」を保存するための制度であり、高度経済成長期の急速な経済発展による大規模開発等で失われつつあった各地に残る固有の歴史的な町並みを守るため、1975年（昭和50年）に文化財保護法の改正によって創設されたものである。この伝建制度においては伝統的な建造物を個別単体ではなく、周囲の環境等を含めた群・集合体として文化財的な価値を評価する点、また市町村が主体となって地区の決定を行い、保存活用計画を策定してそれをまた主体となって運用していく点が大きな特徴となる。その後市町村の申し出に基づいて特に価値が高いと判断したものについては、国が重伝建地区として選定をすることとなり、当該重伝建地区を有する市町村に対して財政的な面を含めて様々な支援を行う仕組みとなっている。現在、国内では126地区が重伝建地区に選定をされており、群馬県内においても中之条町六合赤岩と桐生市桐生新町がそれぞれ選定をされている。

本稿の冒頭でも述べたが、世界遺産の登録には対象資産がその国の国内法によって適切な保護管理体制がとられていることが必要となる。このため重伝建地区を含む世界遺産も当然存在し、登録以前から重伝建地区として選定されていた事例を挙げると、「白川郷・五箇山の合掌造り集落」においての岐阜県白川村荻町、富山県南砺市相倉と菅沼、「石見銀山遺跡とその文化的景観」においての島根県大田市大森銀山と温泉津がそれにあたる¹²⁾。さらに構成資産のバッファゾーン及びその周辺地域における町並みの保全について、登録後かつ歴史的建造物の保存に対するの対応として重伝建地区に選定された事例がないかの調査を行ったところ、2021年（令和3年）に新しく重伝建地区として選定された広島県廿日市市宮島町（以下「宮島町伝建地区」という）の事例を確認することができた。世界遺産「厳島神社」とともにその門前町として町並みを形成してきたこの

表2 重伝建地区選定までのフロー

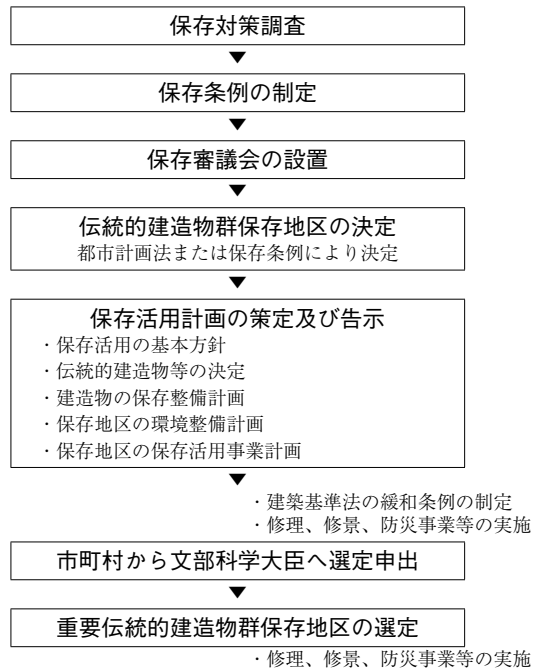


表3 重伝建地区参考例

都道府県名	地区名称等	種別	選定年	選定基準	面積 (ha)
群馬県	中之条町六合赤岩	山村・養蚕集落	平成18年	(三)	63
群馬県	桐生市桐生新町	製織町	平成24年	(二)	13.4
石川県	南砺市菅沼	山村集落	平成6年	(三)	4.4
石川県	南砺市相倉	山村集落	平成6年	(三)	18
島根県	大田市大森銀山	鉱山町	昭和62年	(三)	162.7
島根県	大田市温泉津	港町・温泉町	平成16年	(二)	36.6
広島県	廿日市市宮島町	門前町	令和3年	(二)	16.8

重要伝統的建造物群保存地区選定基準（昭和50年11月20日文部省告示第157号）

伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号の一に該当するもの

- (一) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
- (二) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
- (三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

3 世界遺産「厳島神社」と宮島町伝建地区

(1) 厳島神社について

厳島神社は、広島県廿日市市の南西部、広島湾に浮かぶ厳島（宮島の名で広く知られる）に所在している。「神を斎き祀る島」の語源のとおり、その社殿は島全体を仰ぐ形で海上へと突き出され鎮座し、また入江内の海中に建造された大鳥居の姿は弥山を

中心に島全体が古くから信仰の対象として崇められてきたことを象徴している。その朱塗りの社殿等と背後の弥山、海が織りなすその美しい景観は江戸時代から日本三景のひとつとしても数えられている。このように巖島神社は日本独自の精神文化を伝える優れた建築であり、島全体と一体として優れた文化的景観を成していること等から、巖島神社とその前面の海及び背後の弥山原始林を構成資産として、1996年（平成8年）に世界遺産に登録をされた。島全体が文化財保護法による特別史跡及び特別名勝、社殿群等が国宝・国指定重要文化財、その他各種法令・条例によって保護管理体制がとられており、併せて巖島神社前面の海域を含む島全体が構成資産のバッファゾーンとなっている。

（2）宮島町伝建地区とその取り組みについて

宮島町伝建地区は、巖島神社の周囲において海岸沿いに広がる門前町であり、その町並みは社寺に代表される宗教的機能を集約した「聖」の西町と、歓楽街として発展した商業的機能をもつ「俗」の東町という2つの趣の異なる要素によって形成されている。江戸時代から昭和20年代に至るこの伝統的な町並みは、寺社建築等と一体となって歴史的な景観を形成しており、そのいずれも伝統的建造物群やその地割が旧態をよく保持されていることから、2021年（令和3年）に重伝建地区として選定をされた。しかし、伝建制度の導入前はこの歴史的な景観も喪失の危機に瀕しており、巖島神社という世界遺産のバッファゾーンにおいても、固有の歴史的背景を以て発展してきた門前町としての町並みが失われつつあったのである¹³⁾。このため、平成16年度には観光資源保護調査が、続く平成17・18年度には伝統的建造物群保存対策調査が実施され、その後平成27年度に市の保存条例が制定、令和元年度に伝建制度がスタートをきった。伝建地区内での建造物の外観を変える改修や新築等の現状変更行為を行う場合には、個々の基準に則り事前に許可を得る必要があるが、修理・修景基準に則った現状変更行為は助成措置の補助対象となる。例えば、伝統的建造物の「修理」では対象経費の90%（補助金限度額1,000万円）、一

般建造物の「修景」でも対象経費の80%（補助金限度額600万円）の補助が設定をされている。また令和3年度廿日市市議会の12月定例会においては、伝建地区内における固定資産税の特例条例を制定しており、対象の敷地にかかる固定資産税の減免¹⁴⁾や本来は課税対象とすることができる有料貸付の家屋についても非課税とするなど、単に伝統的建造物とそれと一体をなす周囲環境等の保存・活用策に留まらず、空き家の利活用も念頭に置いた制度設計となっている。これらのようなインセンティブをもった実効性のある各種の公的な支援制度によってその後押しを可能としている。しかし、実際にその町並みを守っていくということは行政やその公的な支援制度だけではなく、関わる事業者や所有者、地域住民等の主体性も必要となってくる。巖島は従来、瀬戸内経済においての要衝で、商業・観光地として発展をしてきた一面をもっており、そのため住んでいる場所への愛着はあるが、伝統的建造物の集積地としては特に意識をされてこなかった。廿日市市の担当部署では「まちなみ通信」という広報紙を毎月発行、島内へ全戸配布している。地域の歴史や風習、伝建地区内の修理・修景の様子、補助制度、現状変更行為における注意点等の内容をより分かりやすく親しみやすいテイストで伝えているほか、昔から巖島神社関連での調査研究が盛んに行われ古写真も多く収集されており、その掲載を通して昔と今との違い、また逆に変わらずにいるものの対比によって興味・関心の醸成に一役を買っている。同紙の内容はSNSでも配信しており、島外へも広く情報の共有がされ



写真2 宮島町伝建地区の町並み

ている。また東町にある町家通りでも同様に独自の「町家通り通信」を発行、SNSでも配信しており、違った角度から地元の魅力を発信し続けている。

おわりに

現在、境島村では重伝建地区の選定を目指して、2021年（令和2年）に大型養蚕農家の所有者等によって「境島村登録有形文化財活用推進協議会」という地元主体の新たな住民ネットワークを発足させており、その活動のなかですでに6件の歴史的建造物が国の登録有形文化財となっている¹⁵⁾。この登録有形文化財とは、文化財保護法に規定される制度のひとつで、50年以上を経過した歴史的建造物のうち、所有者等の届出によって一定の評価を得たものを文化財として「登録」をするものであり、従来の「指定」制度の補完として、比較的緩やかな規制を用いてその保存と活用を行っていくものである。登録有形文化財を地域内で集中的に増やしていき、後に重伝建地区に選定をされた事例もあり、代表的な事例としてはおおよそ100件以上の登録有形文化財を有している茨城県桜川市真壁が挙げられる。また秋田県横手市増田や前述した桐生市桐生新町もこの類型にあたる。同協議会では独自の広報紙である「推進通信」を発行、地域の内外に対してその固有の歴史等についての情報共有を図りつつ、価値の外的事実を積み上げるため、登録有形文化財を増やしていく活動を続けている。

「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産の登録にあたってイコモスの追加的勧告のひとつに、「バッファゾーンについての保護策を厳格に適用する、あるいはさらに強化することによって、資産周辺における経済的及び都市的發展に引き続き十分留意し続けること—」との言及がある¹⁶⁾。境島村は、一般的な養蚕とは異なり、そこから分化し專業化された蚕種製造という絹産業の根底となるものを営み、歴史上その有数の製造地域であったという特異点をもっており、これに関連する歴史的建造物がバッファゾーンやその周辺地域には未だ数多く現存している。また境島村以外の伊勢崎市内においても、小茂田藤橋家の「小茂田家住宅」（国の登録有形文化財）や小林多一郎家の「適蚕館」等【前掲表1】に代表される蚕種製造にかかわった大型養蚕農家の建造物が同様に数多く現存している。併せて各家が所蔵する史資料等の把握と保存、分析も重大な課題のひとつである¹⁷⁾。これらを守っていくことが世界遺産という人類共通の財産へ一体どのような影響を与えるのか、改めて考えていかなければならないと思う。そのため産官学民を問わず、より多くの主体が様々な分野から調査研究を進めていくことがこれからも絶えず求められるだろう。そのなかにおいて、群馬県立世界遺産センター「セカイト」が調査研究分野の中核として、また各主体を繋ぐネットワークのハブ機能としての役割をより一層果たしていくことが望まれる。



写真3 田島弥平旧宅と周辺地域



写真4 新たに国の登録有形文化財となった田島達行家住宅主屋

脚注

- 1) 緩衝地帯。資産の効果的な保護を目的として、資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことで設けられるもうひとつの保護の網。
- 2) 井上昌美『月刊文化財685号』pp.25-29
- 3) 日本イコモス国内委員会—文化財の総合的な保護施策の確立のために—文化審議会文化財分科会企画調査会「中間まとめ」についての意見書 p. 7
- 4) 中島秀規『群馬県立世界遺産センター紀要第1号』2020 pp.61-63
- 5) 2代目、田島邦寧(たじまくにやす 1822-1898)
- 6) 「越屋根」、「櫓」、「天窗」等の複数の呼称がある。
- 7) 大正5年度、大正6年度、大正8年度、大正9年度、大正10年度、昭和元年度、昭和2年度、昭和3年度、昭和4年度、昭和5年度、昭和6年度、昭和7年度、昭和10年度、昭和11年度、昭和12年度。紙面の都合で一部のみ掲出。
- 8) 『塩原蚕種の建造物と文書—前橋の蚕糸業に係る歴史的建造物等調査報告書—』pp.103-104
- 9) 「北陸の蚕種王藤澤五三郎君」『大日本蚕糸会報370号』p.63
- 10) 『田島健一家資料目録』p.52
- 11) 『島村のたてもの—境島村養蚕農家群調査報告書—』pp.30-33
- 12) 世界遺産登録後、「資産範囲の軽微な変更に関する申請書」を提出。イコモスが世界遺産委員会に対して示した評価書内での指摘に対し、重伝建地区の選定範囲をそれぞれ拡大して保護の措置を講じている。
- 13) 藤田盟児『月刊文化財695号』pp.35-36
- 14) 税制優遇措置として、地方税では重伝建地区内の伝統的建造物にかかる固定資産税は非課税となるが、伝統的建造物及び伝統的建造物以外の建築物等の敷地にかかる固定資産税の免除又は軽減においては、当該市町村が不均一課税条例を定めることが必要となる。
- 15) 群馬県伊勢崎市所在の「田島達行家住宅主屋」、「田島善一家住宅主屋」、「金井義明家住宅主屋」、「町田清家住宅主屋」、埼玉県本庄市所在の「田島亀夫家住宅主屋」、「田島亀夫家住宅蚕室」。
- 16) 『「富岡製糸場と絹産業遺産群」世界遺産登録記録集』pp.Ⅱ67-68
- 17) 『島村のたてもの—境島村養蚕農家群調査報告書—』pp.154-155

参考文献

- 蚕業新報社『蚕種要録』1913
大日本蚕糸会『大日本蚕糸会報370号』1922
大日本蚕糸会『日本蚕糸業史第三巻』1936
群馬県蚕糸業史編纂委員会編『群馬県蚕糸業史下巻』1954
郡是製糸株式会社『郡是製糸株式会社六十年史』1960
全国蚕種協会『全国蚕種協会二十年史』1969

- 農山漁村文化協会『明治農書全集 第9巻』1983
群馬県文化事業振興会『上野国郡村誌14 佐波郡』1986
財団法人日本ナショナルトラスト『巖島神社前町 安芸の宮島町並み調査報告書』2005
伊勢崎市教育委員会『島村のたてもの—境島村養蚕農家群調査報告書—』2011
伊勢崎市教育委員会『田島健一家資料目録』2011
伊勢崎市教育委員会『田島弥平旧宅調査報告書』2012
群馬県『「富岡製糸場と絹産業遺産群」世界遺産登録記録集』2015
文化庁編『歴史と文化の町並み辞典 重要伝統的建造物群保存地区全109』2015
佐滝剛弘『登録有形文化財—保存と活用からみえる新たな地域のすがた』2017
日本イコモス国内委員会—文化財の総合的な保護施策の確立のために—文化審議会文化財分科会企画調査会「中間まとめ」についての意見書 2017 日本イコモスHPより
前橋商工会議所編『製糸の都市前橋を築いた人々』2018
前橋市教育委員会『塩原蚕種の建造物と文書—前橋の蚕糸業に係る歴史的建造物等調査報告書—』2019
廿日市市教育委員会『廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画』2019 廿日市市HPより
文化庁文化財第二課登録部門(建造物)編『登録有形文化財建造物制度の御案内 建物を地域と文化に』2020 文化庁HPより
文化庁編『月刊文化財685号』2020
文化庁編『月刊文化財695号』2021
文化庁文化財第二課伝統的建造物群部門編『伝統的建造物群保存地区制度の実務の手引き』2021 文化庁HPより
蚕業新報社『蚕業新報』所収
文化遺産オンライン (<https://bunka.nii.ac.jp>)
国指定文化財等データベース (<https://kunishitei.bunka.go.jp>)